

福岡県地球温暖化対策実行計画 (第3次) に向けた論点の整理

令和8年5月13日

福岡県環境審議会 地球温暖化対策実行計画専門委員会 事務局

(福岡県 環境部 脱炭素社会推進課)

全体方針

1. 全体方針

【計画期間】 国の地球温暖化対策計画と同様、2040年度までを計画期間とすることに問題はないか

【削減目標】 国の地球温暖化対策計画を参考に、現在の2030年度に46%削減（2013年度比、以下同様）、2050年度にネット・ゼロを達成するという目標に加え、2035年度に60%以上削減、2040年度に73%以上削減するという新たな目標を設定することに問題はないか

<参考>地球温暖化対策計画(国計画)の概要

(1) 根拠法令 地球温暖化対策の推進に関する法律 (第8条, 第9条)

(2) 策定時期 令和7年2月18日 (閣議決定)

(3) 計画期間 2025年2月18日~2040年度末

(4) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、
六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃)

(5) 温室効果ガス排出削減目標

- 2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
- 2035年度及び2040年度における目標は、2050年ネット・ゼロ実現に向けた我が国の明確で直線的な経路を示すものとして設定。

1. 全体方針

【緩和策】 エネルギーの効率的利用を最大限進めるとともに、脱炭素電源（再生可能エネルギーなど）の確保により電源の低炭素化を進めることを基本方針とすることに問題はないか

（例）現在の脱炭素電源比率は55%程度であるが、国の地球温暖化対策計画を参考に、これを2040年度までに60～70%まで上昇させる

<参考> 2040年度におけるエネルギー需給の見通し(最終エネルギー消費・一次エネルギー供給)

	2013年度 (実績)	2022年度 (実績)	2040年度 (見通し)
最終エネルギー消費量	3.6億kL	3.1億kL	2.6～2.7億kL程度
産業	1.7億kL	1.4億kL	1.4～1.5億kL程度
業務	0.6億kL	0.5億kL	0.4～0.5億kL程度
家庭	0.5億kL	0.5億kL	0.4～0.5億kL程度
運輸	0.8億kL	0.7億kL	0.3～0.4億kL程度
一次エネルギー供給量	5.4億kL	4.7億kL	4.2～4.4億kL程度
再エネ	0.5億kL	0.7億kL	1.1～1.3億kL程度
原子力	0.0億kL	0.1億kL	0.5億kL程度
水素等※	—	—	0.2億kL程度
天然ガス	1.3億kL	1.0億kL	0.8～0.9億kL程度
石油	2.3億kL	1.7億kL	0.9～1.2億kL程度
石炭	1.4億kL	1.2億kL	0.4～0.5億kL程度
エネルギー自給率	6.5%	12.6%	3～4割程度

※水素等には、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンを含む。

<参考> 2040年度におけるエネルギー需給の見通し(電力需要・電源構成)

		2013年度 (実績)	2022年度 (実績)	2040年度 (見通し)
電力需要		0.99兆kWh	0.90兆kWh	0.9~1.1兆kWh程度
	産業	0.36兆kWh	0.32兆kWh	0.38~0.41兆kWh程度
	業務	0.32兆kWh	0.31兆kWh	0.29~0.30兆kWh程度
	家庭	0.29兆kWh	0.26兆kWh	0.23~0.26兆kWh程度
	運輸	0.02兆kWh	0.02兆kWh	0.04~0.10兆kWh程度
発電電力量		1.08兆kWh	1.00兆kWh	1.1~1.2兆kWh程度
	再エネ	10.9%	21.8%	4~5割程度
	太陽光	1.2%	9.2%	23~29%程度
	風力	0.5%	0.9%	4~8%程度
	水力	7.3%	7.7%	8~10%程度
	地熱	0.2%	0.3%	1~2%程度
	バイオマス	1.6%	3.7%	5~6%程度
原子力		0.9%	5.6%	2割程度
火力		88.3%	72.6%	3~4割程度

1. 全体方針

【適応策】 国の気候変動適応計画を参考に、次の7分野における取組・施策を検討することに問題はないか

- ① 農業、林業、水産業
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害・沿岸域
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 国民生活・都市生活

<参考>気候変動適応計画(国計画)の概要

- (1) 根拠法令 気候変動適応法 (第7条, 第8条)
- (2) 策定時期 令和3年10月22日 (閣議決定)
令和5年5月30日 (閣議決定 (一部変更))
- (3) 計画期間 今後おおむね5年間 ※令和8年度に改定予定
- (4) 基本戦略
 - ① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
 - ② 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
 - ③ 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
 - ④ 地域の実状に応じた気候変動適応を推進する
 - ⑤ 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
 - ⑥ 開発途上国の適応能力の向上に貢献する
 - ⑦ 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する
- (5) 気候変動適応に関する分野別施策(分類)
 - ① 農業、林業、水産業
 - ② 水環境・水資源
 - ③ 自然生態系
 - ④ 自然災害・沿岸域
 - ⑤ 健康
 - ⑥ 産業・経済活動
 - ⑦ 国民生活・都市生活

緩和策

2. エネルギー需要(省エネルギー)

【家庭部門】 省エネルギーを最大限推進するため、県でどのような取組を行うべきか

【現行計画における主な取組方針（省エネルギー，家庭部門）】

家庭においては、住宅の省エネルギー性能の向上を図るとともに、エネルギー効率の高い機器を使用するなど、暮らしにおける省エネルギー化を図ります。

●省エネルギー住宅の普及促進の強化

- ・ ZEH について県ホームページ等で情報発信を行います。
- ・ ZEH 等省エネルギー性能の高い住宅について普及促進するとともに、既存住宅の省エネ改修を促進します。

●省エネルギーライフスタイルへの転換

- ・ 省エネルギー・省資源に取り組む県民をエコファミリーとして募集し、「九州エコファミリー応援アプリ（エコふあみ）」の運用などを通じてその活動を支援することで、家庭における省エネルギー行動を促進します。
- ・ 「ふくおかエコライフ応援サイト」等で家庭における省エネルギー方法などライフスタイルの転換につながる情報を積極的に発信し、家庭における省エネルギーの取組を支援します。
- ・ 福岡県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動により、地域住民からの相談対応など、地域に密着した啓発活動を推進します。
- ・ 県民の脱炭素へ向けた行動変容を促すため、脱炭素啓発 CM を制作し配信します。

2. エネルギー需要(省エネルギー)

【業務部門・産業部門】 脱炭素経営を普及させるため、県でどのような取組を行うべきか

【現行計画における主な取組方針（省エネルギー，業務部門・産業部門）】

オフィスビル・店舗・中小企業の工場等においては、各事業所の自主的な省エネルギー対策の一層の推進を図るとともに、助成等の手段も取り入れながら事業活動の省エネルギー化に取り組めます。

●省エネルギー設備の導入促進

- ・ 医療施設に対して省エネルギー空調機や高効率熱源システムの導入や熱源改修工事への補助を行います。
- ・ 中小企業等に対して省エネルギー効果が高い既存設備の更新や機器導入への補助を行います。

●省エネルギー型ビジネススタイルへの転換

- ・ 県内中小企業における省エネルギー対策、分散型エネルギーシステムの導入、水素ステーションの整備等に必要な資金を長期・低利で融資します。
- ・ 省エネルギー・省資源に取り組む「エコ事業所」を募集し、その活動を支援することで、事業所における省エネルギー行動を促進します。
- ・ 経営者を対象とした脱炭素経営セミナーや業種別の補助金セミナーを開催します。
- ・ コージェネレーションシステムの特長や最新の技術・導入事例、国や県の導入支援制度を紹介することにより、事業所におけるシステムの導入を促進します。
- ・ 「ふくおかエコライフ応援サイト」等で事業所における省エネルギー方法、国や自治体の補助金情報、脱炭素事例集などを発信し、事業所における省エネルギーや脱炭素の取組を支援します。

2. エネルギー需要(省エネルギー)

【現行計画における主な取組方針（省エネルギー，業務部門・産業部門）（続き）】

●省エネルギーに取り組む人材の育成

- ・ BEMS や ZEB を導入した事業者の導入事例を参考にするために現地見学会を実施します。また、省エネルギーをはじめ環境保全に資する優良な技術・製品及びサービスを紹介する展示会を開催します。
- ・ 省エネルギーに関する無料の相談窓口を開設します。必要に応じて専門家を派遣し、現地診断を実施します。
- ・ 省エネルギーや脱炭素に必要な知識や技術を習得するための講座を実施します。
- ・ 省エネルギー・省資源等に配慮した経営に取り組む事業者の認証制度（エコアクション21、ISO14001）の認証取得を支援します。

【現行計画における主な取組方針（省エネルギー，農林水産業）】

省エネ型の設備の導入や再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、輸送にかかる化石燃料の削減等に寄与する県産農林水産物の地産地消等の取組を進めます。

- ・ 園芸農家に対して内張カーテンや循環扇など省エネルギー設備の整備に対する補助を行います。
- ・ 畜産農家に対して、牧草などの飼料を自給する機械の整備に対する補助を行います。
- ・ 化石燃料の代替資源として間伐材等に由来する木質バイオマスを利用するため、木質バイオマス供給・利用施設の整備に対する支援を行います。
- ・ 輸送にかかるエネルギーの削減など環境負荷低減に寄与する県産農林水産物の地産地消を推進するため、「食育・地産地消ふくおか県民会議」を推進母体に、食育・地産地消県民運動を推進します。
- ・ 農林水産業における作業の効率化や省力化につながる DXの取組を支援します。

2. エネルギー需要(省エネルギー)

【運輸部門】 運輸部門からの温室効果ガス排出量の削減のため、県でどのような取組を行うべきか

【現行計画における主な取組方針（省エネルギー，運輸部門）】

運輸（自動車）においては、CO₂ を排出しない電気自動車等の導入を促進するとともに、自動車への過度な依存を抑制するため、地域公共交通や自転車の利用促進に取り組みます。

●電動車の普及促進の強化

- ・ 県内中小企業者等が行う燃料電池自動車・電気自動車・ハイブリッド自動車等の導入に対し、必要な資金を融資します。
- ・ 県の公用車の更新時において、対象車種に電動車が含まれる場合には、費用対効果を勘案しつつ、率先して電動車を導入します。
- ・ 電動車の購入における国の補助金の案内や、各種イベント等において、電動車の展示・試乗会を実施し、電動車の普及・促進に取り組みます。

●自動車の電動化に対応した都市・交通インフラの整備促進

- ・ 充電インフラ設置における国の補助金の案内を行い設置を促進します。

●自動車の使用に伴う環境負荷の低減

- ・ 自動車からのCO₂排出量を削減するため、地域公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス等）の利用促進に係る取組を行います。
- ・ 自転車の活用を促進するとともに、円滑な交通を確保することで、自動車からのCO₂排出量の削減を図ります。

3. エネルギー供給

【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギーの更なる普及拡大のため、県でどのような対応を行うべきか

【現行計画における主な取組方針（再生可能エネルギー）】

太陽光・風力・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、県内で生産できる重要な脱炭素のエネルギー源であるため、積極的に導入を促進します。

●再生可能エネルギーの最大限の導入の促進

- ・ 県有建築物における太陽光発電設備の設置を促進します。
- ・ 農業水利施設を利用した再生可能エネルギー発電施設の導入を促進します。
- ・ 新たなエネルギー拠点港として目指すべき姿、取組の方向性を検討し、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成により脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を目指します。

●再生可能エネルギー導入の環境整備

- ・ 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく洋上風力発電の促進区域の早期指定に向けた関係者の理解醸成及び合意形成を図るための意見交換会を開催するなど、洋上風力発電の導入を促進します。
- ・ 県内中小企業における省エネルギー対策、分散型エネルギーシステムの導入、水素ステーションの整備等に必要な資金を長期・低利で融資します。
- ・ 再生可能エネルギーに関するセミナー情報・公募情報などをワンストップで確認できるホームページ「ふくおかのエネルギー」を運営します。
- ・ 風力発電産業の集積に向け、産学官で構成する「福岡県風力発電産業振興会議」において、参入に向けたセミナーや勉強会の開催、展示会における関連企業のPR等を行います。

3. エネルギー供給

【現行計画における主な取組方針（再生可能エネルギー）】

- エネルギーの効率的利用、多様化・分散化の推進
 - ・ 安定的なエネルギー・電力需給を確保し、産業活性化や雇用確保を図るため、エネルギーの効率的利用の促進、分散型電源の普及などにおける地方の役割や取組を幅広く研究します。
- 新たな再生可能エネルギー利用技術の開発・普及
 - ・ エネルギー分野における技術・製品をアピールする場を提供し、ビジネスチャンスの拡大や産学連携の活性化等を支援することを目的とした「エネルギー先端技術展」を開催します。
 - ・ 化石燃料の代替資源として間伐材等に由来する木質バイオマスを利用するため、木質バイオマス供給・利用施設の整備に対する支援を行います。
 - ・ 廃棄太陽光パネルの適正処理の確保、リサイクルの推進による資源の有効利用の観点から、廃棄パネルに関する保管量、保管場所等の情報をクラウド上で共有し、適切な時期に効率的に回収する「スマート回収システム」の導入を推進します。

4. その他緩和策

【脱炭素型の都市・地域づくりの推進】

脱炭素地域づくりのため、県でどのような取組を進めるべきか

【現行計画における主な取組方針（脱炭素型の都市・地域づくりの推進）】

- ・ 都市の集約化等によるエネルギー効率の良い都市・地域づくりを推進するために、国の新制度等を活用した空き地等の面的整備の実現に向けた市町村の取組に対する支援を行います。
- ・ 県内市町村が地域脱炭素化に取り組めるよう、研修会等を開催して支援します。

【CO₂以外】代替フロンなど、CO₂以外の温室効果ガスの排出削減のため、県でどのような対応を行うべきか

【現行計画における主な取組方針（再生可能エネルギー）】

温室効果ガス全体の排出量のうち、CO₂以外の温室効果ガスの占める割合は非常に少ないですが、その温室効果は、CO₂に比べて21倍から数万倍と非常に高くなっていることから、CO₂以外の温室効果ガスの排出削減についても引き続き取り組みます。

- ・ 地球温暖化に影響をもたらすフロン類の排出を抑制するため、「フロン排出抑制法」の規定に基づき、業務用冷凍空調機器の管理や機器整備時のフロン類の回収が適正に行われるとともに、建物解体時や機器廃棄の際にフロン類の回収が確実にされるよう、規制内容の周知及び関係者への法令遵守等の指導・助言を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。

3. その他緩和策

【吸収源対策】 ネット・ゼロに向け、吸収源対策の強化も必要となるが、県でどのような取組を進めるべきか

【現行計画における主な取組方針（吸収源対策）】

森林は良質な水の供給や土砂災害の防止、生態系の保全等のほか、CO₂ を吸収・固定する大きな役割を担っています。

森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐等の森林整備を推進するとともに、県民参加の森林づくりへの支援や林業の担い手の育成を図ります。

●森林整備の推進

- ・ 森林の有する水源のかん養、土砂災害や地球温暖化の防止などの公益的機能の持続発揮のために、間伐等の森林整備を支援します。

●県民参加の森林づくりの推進

●林業の担い手を育成

●都市の緑化

- ・ 県有施設における緑化や、都市公園等の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行うなど、緑化を推進します。

●二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用

- ・ 公共建築物に加え、民間建築物の木造・木質化を積極的に進めるとともに、木材利用の提案等を行います。

●農地土壌炭素吸収源対策

- ・ たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

3. その他緩和策

【環境教育】 地球温暖化対策の定着のため、特に次代を担う子どもへの環境学習を、県としてどのように進めるべきか

【現行計画における主な取組方針（環境教育）】

地球温暖化対策につながる取組を定着させ、これを実効性あるものにするためには、県民一人一人が県・国・世界の現状を知り、環境に配慮した行動を継続して実践していくことが必要です。

そのため、年代に応じて学校や地域等において自発的な環境学習等の取組が促進されるよう支援するとともに、特に、次代を担う子どもが主体性をもって環境に配慮した行動ができるよう環境学習を推進します。

- ・ 環境教育副読本や地球温暖化対策ワークブックを県内の小中学生等へ提供するとともに、楽しみながら自主的に環境教育・保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援し、子どもたちへの環境教育の一層の推進を図ります。
- ・ 福岡県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、地球温暖化など環境問題に関する専門家であるふくおか環境マイスターや地球温暖化防止活動推進員を派遣し、児童・生徒等を対象とした出前講座を開催します。

適応策

5. 適応策

【適応策】 地球温暖化の影響を緩和・回避するため、県としてどのような取組を進めるべきか

【現行計画における主な取組方針（①農林水産業分野）】

農業では、気候変動に対応した新品種の開発や栽培・飼養管理技術の普及に取り組みます。また、水産業では、水温変動による漁場環境の変化に対応した取組を行います。

●農業における対策

- ・ 新たな高温耐性品種の開発を加速化するとともに、現地での実証を拡大し、普及を迅速化します。
- ・ 園芸農家に対して農業用ハウスの夏期の高温対策に必要な設備や機械の整備に対する補助を行います。

●畜産における対策

- ・ 畜産農家に対して畜舎環境制御システムなど暑熱対策設備の整備に対する補助を行います。
- ・ 県内飼養牛について吸血性節足動物媒介ウイルスの抗体及び遺伝子検査を実施することにより疾病の発生を予察し、農場への注意喚起とワクチン接種の推進等を行います。

●林業における対策

- ・ 適正な管理が見込めない人工林を、人の手をあまりかけなくても公益的機能が発揮できる自然林へ誘導する技術の普及に取り組みます。
- ・ 高精度なデジタル地形情報やスギの成長予想マップを、森林地理情報システムに搭載し、効率的かつ持続的な森林管理に活用します。

●水産業における対策

- ・ 自動観測機器で観測した漁場の水温等の情報をリアルタイムで提供し、養殖業の安定生産を支援します。
- ・ 漁業者等による藻場・干潟を保全する取組を支援します。
- ・ ICT を活用した海況予測情報を提供し、漁業者の効率的な操業を支援します。

5. 適応策

【現行計画における主な取組方針（②水環境・水資源分野）】

気候変動による気温の上昇により、水温・水質の変化や、降水日数の減少による渇水が発生します。それにより、農業生産基盤や自然生態系等の他分野にも影響が生じることから、これらの影響に対する取組を推進します。

- ・ 気候変動による渇水等の懸念に対して、屋根などに降った雨水を貯留し、雑用水源として水洗トイレや散水などに用いる雨水利用の普及啓発を実施します。
また、水の有効利用、節水等に対する県民の認識を深めてもらうための普及啓発に取り組みます。
- ・ 気候変動に伴う水質等の変化が予測されていることを踏まえ、水質のモニタリングを引き続き推進するとともに、水質保全対策を推進します。
- ・ 気候変動に伴う大規模な水害等が発生していることから、有害物質使用・貯蔵施設の情報を管理する地図情報システムを構築し、災害時の有害物質流出による被害拡大防止の迅速な対応に活用します。

【現行計画における主な取組方針（③自然生態系分野）】

気候変動に対する順応性の高い健全な生態系を保全・再生するため、これまで行ってきた生物多様性保全対策について、予測される気候変動影響を考慮しながら、より一層推進します。

- ・ 生物多様性の保全と再生を図るため、生物多様性戦略（令和4年3月策定）に基づき、地球温暖化対策と連携した取組を推進します。
- ・ 生物多様性に関する多様な情報を集約・統合し、ホームページで効果的に発信・提供を行います。
- ・ 福岡県レッドデータブック改訂に係る有識者会議を開催するとともに、野生生物の分類群ごとに分科会を設置し、実態調査を行います。また、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、保護の緊急性の高い種について、必要に応じて保護回復事業などを実施します。
- ・ 海岸への供給土砂の減少や台風などの要因により、海岸侵食が進んでいるため、砂浜の回復を図ります。あわせて、海岸環境の保全や利用促進を図ります。

5. 適応策

【現行計画における主な取組方針（④自然災害・沿岸域分野）】

毎年全国各地で大規模な自然災害が発生する中、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産を将来にわたって守るため、インフラの整備・保全などを計画的に推進するとともに、すべての県民が大規模自然災害などの危機事象に備え、安全で的確な避難行動をとることができるよう危機対応力の一層の充実・強化を図ります。

特に、水害（洪水、高潮、海岸侵食）、土砂災害への対策について重点的に取り組めます。

●水害（洪水、高潮）への対策

- ・ 洪水・高潮等による災害の発生を防止し、適正な河川利用や流水の正常な機能の維持を図り、河川流域住民の生命財産を守るため、河道や堤防等を整備します。
- ・ 県が管理する二級水系について、「流域治水協議会」を設置し、「流域治水」の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」を策定します。また、流域の特性に応じた「流域対策実施計画」を作成し、市町村における流域対策の取組を促し、「流域治水」の取組を推進します。
- ・ 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、川幅の拡幅や洪水調節施設等の整備を行います。
- ・ 河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保するため、被災時のリスクの大きさ等を踏まえ、必要性を判断し、浸水対策を強化します。
- ・ 雨天時浸入水による水処理への影響がある浄化センターについて、降雨時の運転状況や流域幹線の流量などの情報を共有することで、流域関連市町による雨天時浸入水対策を促進します。
- ・ 市町村などによる「田んぼダム」の取組を支援します。

●土砂災害への対策

- ・ 土砂災害から人家、公共施設等を守るため、砂防堰堤等の砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備します。また、市町村が作成する土砂災害ハザードマップの基礎資料となる土砂災害警戒区域・特別警戒区域図を作成します。

5. 適応策

●防災教育の推進

- ・ 県民の防災意識の向上のため、自主防災組織リーダー研修会や防災士養成研修・スキルアップ研修を開催します。また、個別避難計画の作成及び避難所運営に必要な知識・ノウハウを習得するため、県と市町村が連携して、自主防災組織等を対象にした研修会・訓練を実施します。さらに、市町村の円滑な受援体制の確保を目的に受援訓練を実施します。
- ・ 県民の防災意識の向上を目的とし、福岡県防災ハンドブックの提供、福岡県防災シンポジウムや県政出前講座等の開催を行います。さらに、小学生や高齢者、外国人等に対象を絞った防災啓発の取組も行います。

●その他の対策

- ・ 防災ホームページを通じて、気象情報、避難情報、避難所の状況、防災知識などを幅広く発信し、県民の防災対策に貢献します。
- ・ 災害時の多様なニーズに柔軟に対応するため、民間事業者等と多岐にわたる災害時協力協定を締結し、被災者支援の充実を図ります。
- ・ 建設現場の生産性や品質の向上、現場の安全確保等を図るため、ICT 活用工事を導入しており、今後の普及に向けた取組を推進します。
- ・ 多重性・代替性を確保し、信頼性の高い道路ネットワークを構築するための道路整備を行います。
- ・ 平時から警察用ヘリコプターの点検、保守、修繕を行うとともに、操縦士、整備士の研修等を行い、災害対策の強化を推進します。
- ・ グリーンインフラの考え方にに基づき、緑地等における雨水の貯留・浸透による防災・減災などの自然環境が有する多様な機能を活用し、県土づくりに関する施策の展開を図ります。
- ・ 災害時対応を効率的なものとするため、流域下水道事業継続計画（BCP）を策定しており、県及び市町との連携体制の強化を図ります。
- ・ 防災・行政情報通信ネットワークが途絶えることのないよう、耐災害性の強化、高度化を推進します。
- ・ 災害時における情報発信や通信環境の改善・確保に向けた取組を推進するとともに、短時間で激甚化する災害に対応した住民避難行動の迅速・円滑化を推進します。

5. 適応策

【現行計画における主な取組方針（⑤健康分野）】

気候変動が人の健康に及ぼす影響には、暑熱による直接的な影響と、感染症への影響等、間接的な影響が挙げられます。これらの影響に対する取組を推進します。特に、熱中症への対策について重点的に取り組みます。

- ・ 熱中症予防（「新しい生活様式」における熱中症予防行動を含む。）について、県ホームページや県広報紙、SNS 等を活用した普及啓発や注意喚起を実施します。
- ・ 光化学オキシダント等濃度の測定値を県ホームページで常時提供し、高濃度が予測される際には、県公式 LINE で情報発信します。また、注意報発令時には県公式 LINE 等を通じ県民への注意喚起を実施します。
- ・ デング熱等の蚊媒介感染症患者の発生状況や病原体検査情報等を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。また、蚊媒介感染症の発生リスクを評価するために、訪問者が多く蚊の生息に適した場所で、媒介蚊の発生状況を継続的に観測します。
- ・ 自然災害と感染症の複合災害発生時に感染症発生の情報提供を行い、避難所の住民の安全・安心の確保を行います。
- ・ 新たな感染症発生を見据えた検査機器の導入や対応マニュアル作成など感染症対策を推進します。

5. 適応策

【現行計画における主な取組方針（⑥産業・経済活動分野）】

気候変動は、気温の変化、自然災害の強さや頻度等に変化をもたらし、企業活動に影響を及ぼすことから、これらの影響に対する取組を推進します。

- ・ 商工会・商工会議所が中小企業・小規模事業者に対して実施する、災害時における企業の事業継続計画（BCP）策定のための助言指導やセミナー開催等の支援に対する助成を行います。

【現行計画における主な取組方針（⑦県民生活・都市生活分野）】

気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加などは、交通・電力・通信・水道・廃棄物処理などの生活に密接にかかわるインフラ・ライフラインや、地域独自の伝統行事・観光業・地場産業等に被害を及ぼすことから、これらの影響に対する取組を推進します。

- ・ 水道事業者の耐震化計画の策定やバックアップ体制を強化する緊急連絡管の整備検討を促進します。また、水道事業者が実施する水道施設耐震化事業等への財政支援を行い、災害に強い水道施設の整備を促進します。
- ・ 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援のほか、市町村や関係団体職員等を対象とした研修を実施し、専門知識や実践力の向上に努めます。また、関係団体や九州山口各県との協定に基づき、災害時には必要に応じて、広域処理の調整を行います。

5. 適応策

【現行計画における主な取組方針（⑧分野を横断した施策）】

- ・ 環境教育副読本や地球温暖化対策ワークブックを県内の小中学生等へ提供するとともに、楽しみながら自主的に環境教育・保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援し、子どもたちへの環境教育の一層の推進を図ります。
- ・ 「福岡県気候変動適応センター」において、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。
あわせて、気候変動適応推進協議会を開催し、気候変動の影響や適応策について関係者と情報を共有するとともに、気象台や専門家の助言・提言により、効果的な適応策を推進します。
- ・ 気候変動等環境の変化は、生態系に大きな影響を与えており、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持が人と動物の健康に不可欠であることから、ワンヘルスに関して、ロゴマークの作成、宣言事業者登録制度の創設、県ホームページの活用及び啓発イベントの開催等により、普及啓発を行います。
- ・ 九州・沖縄地域の地方公共団体、国の地方行政機関、地域気候変動適応センターで構成される「気候変動適応九州・沖縄広域協議会」において収集した気候変動影響等の情報を、福岡県気候変動適応センターの情報検索システムを通して発信します。

その他

6. その他

【市町村・民間事業者等との連携強化】

脱炭素社会の実現に向け、市町村・民間事業者等との連携をどのように図るべきか

【国への提案】

温室効果ガス排出量の抑制のため、県から国にどのような対応を求めるべきか

(例) 民間事業者による産業構造転換の取組への支援、脱炭素地域づくりへの支援

【消費者の負担】

地球温暖化対策に伴う価格上昇をどの程度まで許容できるか

(例) エネルギー供給の変化による電力価格の上昇

グリーンスチールなど環境配慮製品の普及による価格上昇